舟橋村骨髄等移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

舟橋村長

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました舟橋村骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付事業実施要綱による助成金については、審査の結果対象外と決定したので通知します。

却　下　理　由

※この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、舟橋村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）